



Title	ドナート・ヴェッルーティ (Donato Velluti) の『家族年代記 (La Cronica Domestica)』について その(二)
Author(s)	米山, 喜晟
Citation	大阪外国語大学学報. 1981, 51, p. 93-112
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80821
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文

ドナート・ヴェッルーティ (Donato Velluti) の『家族年代記(La Cronica Domestica)』 について その(二)

米 山 喜 晟

Sulla “Cronica Domestica” di Donato Velluti (II)

Yoshiaki YONEYAMA

Capitolo III

- 1) Una famiglia reale dell'età rinascimentale. Intorno ai genitori dell'autore.
- 2) Intorno ai suoi fratelli. La realtà della loro eredità. Il modo con il quale l'autore riuscì a raccogliere il patrimonio familiare diviso fra i fratelli. Con quale moglie dovevano sposarsi per comportarsi bene? Il diritto familiare era latente sotto il diritto individuale.
- 3) Intorno alle mogli e ai figli.

Capitolo IV Della parte autobiografica

- 1) Come l'autore riuscì a diventare un legista? Il rapporto fra la professione tradizionale della famiglia e la professione individuale. Forse l'autore era un membro dell'Arte della lana.
- 2) La sua carriera nella politica comunale. Quella si può dividere in tre periodi.
- 3) I caratteri dell'autore. L'abilità professionale. La serenità. La sensitività conservativa di un membro di una famiglia vecchia della Parte guelfa. La fede semplice, concreta, formale e pratica. La crudeltà nel raccogliere il patrimonio. La sua umanità e franchezza.

第三章 家族の具体像——結婚と相続の実態

Ⅰ 父 母

本書は十四世紀におけるフィレンツェの支配階級の「家」を描き、その全体像を把握している点で、つまり遠い姻戚に至るまで一族の関係者を広く網羅し描写している点で、類書を圧倒している。だが視角を拡大しているからといって、決して密度が拡散しているわけではなく、作者の身近に生きた人々の表現に関しても、類書の中で最高の水準を保っているように思われる。そ

ここでそれらの記述を素材として、十四世紀フィレンツェの一つの具体的な家族像を描いてみよう。

先ずその父親について、作者の次のように記している。「神の名において、アーメン。今やついに、かのフィリッポの息子で、私の父であるランベルトと呼ばれたベルトについて、記す時がやって来た。(その名がランベルトかベルトかという問題は略) そのベルトまたはランベルトは、中背で身が締まり、筋肉質で、四肢はとても大きかった。うではすごく太く、掌もとても大きくて、その巾は半ブラッチオ(1ブラッチオは64乃至68cm)はあった。彼は強くて、大胆で、頑丈で、しかもとても身軽だった。非常に用心深くて周到であり、やり手で、大した商人だった。彼はその生涯の大部分をフィレンツェ市外ですごした。だから市政府の公職にはほとんどつかなかった。非常に若いころ、我々一族の会社のためにメラノ(ミラノ)へ行き、そこで何年もすごした。その後マネッリ家へのヴェンデッタ以前に、やはり会社のために、ドナート・ディ・ミーコ・ヴェッルーティと共にフランス等様々の国へ出かけた。さらに彼自身が参加して主役となったヴェンデッタの後には、その地で一そう長く滞在した。」(p.111~112) 彼はこのフランス滞在中に、同郷の大商人ピッチオ・フェッルッチと知り合い、その娘との婚約が成立、結婚のため1298年1月に帰国するが、再び出発。ヴェンデッタの罪に問われて亡命中でも、この程度の帰国は可能だったのだろう。しかし長男の出生が1306年、次男が1311年であることを考えると、長く別居が続いていたことが推察しうる。フランスに戻ると間もなく、相棒のドナートが死に、彼が貸していた金を取り立てるのに苦労した。「父の奔走と英国王側近中最大の人々の一人だったアメリーゴ・(略) フレスコバルディ(メッセル・ランベルトウッチオのいとこ)との友情のおかげで、大貴族の一人から、国王自身がアメリーゴのために保証していたたつぷり2万フィオリニの資金を取り戻した(略).」(p.112~113) その後ランベルトは、毎年一定の金を受け取る約束で1310年に帰国したが、ドナートの遺産を取り上げられ、約束の金も払われなかったために腹を立て、一族の会社と手を切り、再びフランスに戻ったりしながら親しい仲間と商売を続けており、結局有名な銀行家ペルツィ家の会社に入る。そしてペルツィ会社のために、南仏カルカッソンス、アヴィニオンなどに長らく滞在し、1326乃至27年にはテュニスに赴任、五年程滞在した頃、妻(作者の母)が死ぬ。一度フィレンツェに戻るが、再びテュニスに赴任、だが今度は二~三年で帰国し、二度目の妻バニエーシ家のモンナ・ディアーナと結婚する。それは1336年二月のことで、持参金は300フィオリニだった。その後彼の外地暮らしは終り、1339年71才でローマへ免罪のための巡礼をした以外は、毎日フィレンツェ周辺の教会や修道院をたずねながら、静かに余生を送った。とはいえ大食漢で、身体も丈夫であったが、1340年に流行病にかかって死んだ。

『神曲』中に、「おお幸福者たちよ(略、当時)夫がフランスへ去って、空のベッドに残される者は一人もなかった」⁽¹⁾という一節があるが、作者の母、通称モンナ・ヴァンナことジョヴァンナこそ、その結婚生活の大半を「空のベッドに残され」た婦人の典型であったと言えるだろう。母について作者はこう記す。

「(略)モンナ・ヴァンナは賢くて美しい婦人で、顔は非常に若々しく、血色が良くて身体も大

きかった。正直で、とても美德を備えていた。私や兄弟達を育てるのに非常な労苦と心配とに耐えた。というのは、我々には他に叱る人がいなかったと言い得るからで、ほとんど常に父が外地で暮していたため、特に父親の躰けを受けることがなかったからだ。だから母は、夫がかくも外地で暮し、しかも美人でありながら、貞潔な生涯を送った点で、大いに賞讃に価しており、また賞讃された。私は、血色が良くて、若々しい肌をしている点で、とても母親似なのである。母は偉大な主婦だった。父がほとんど不在で、兄弟たちから独立しており、しかも大家族だったために、そうならざるを得なかったのだ。また苦境に陥った実家の兄弟ビンド・フェッルッチのためにも大いに尽したし、私が悪人に誘拐された時（後述）も、大いに苦労した。」(p.119～120) 彼女の死因は、夫が貸した金のかたに得た郊外の農園を、長男を連れて見に行き、帰路落馬したためで、その事故の数ヶ月後に突然急死したとされている。その模様はかなりくわしく描かれているが、紙数の都合で割愛せざるを得ない。彼女や、あるいは父親の場合にかぎらず、列伝の多くは死の模様を描くのにも最も紙数を割いており、それは同時にきわめて印象深い箇所であるが、人情として当然であろう。ポーニャに在学中だったため、作者は母の没年を正確には知らず、死んだ年令も「40才乃至43才であった」(p.121) としている。

また作者は、継母についてこう記す。「モンナ・ディアーナは、(親族について略) もとは他人の妻で、父は寡婦になった彼女を娶った。誰も知らない内に、彼女を素早く娶ったのだ。つまり当時ピッチオ（作者の兄）以外の家族は、誰一人フィレンツェにいなかったからで、彼は結婚した当日、彼女を家に連れて帰った。モンナ・ディアーナは善良でやさしい人で、父と我々とに大いに愛情を注いだ。我々とはほとんどしゃべることがなかったが、父とも我々とも仲が良かった。(略) ピッチオは間もなくシチリアへ行き、父の死後まで帰国しなかった。私は帰国してから一年間、彼女と同じ家で暮した。父が死ぬと彼女は家を出て、その兄ビリジャルドの家に戻った。私は彼女の持物や財産を一杯つめた長持を、送り返してやった。その後間もなく、彼女は病気になるって死んだ。父ランベルトの死後その死までは、一ヶ月位であった。」(p.118) なお作者は、彼女の連れ子が結婚する時、経済的に困っていたので、義母の持参金を返し、立派な結婚をさせてやったと記している。

ii 兄 弟

作者の両親の間には、フィリッポ、ピッチオ、作者本人、フラ・ロッティエーリ、ローモロと、男ばかり計五人の子供が生れたが、末弟ローモロは乳飲み子のころに死亡し、四人が成長した。

長兄の「フィリッポは、1306年マリーアの日（八月十五日）に生れた。祖父の名を取って、フィリッポと名付けられた。中背で、肉づき豊かで、口が大きく、唇が部厚くて、目も大きく、血色が良かった。父が大抵不在だったために、母の躰をうけて、若いころは品行が良かった。彼は一番年長だったが、最初何人かの商人とポルタ・ロッサの会社におり、それからペルッツィの会社（父の関係だろう）に入り、人々と共に長い間フィレンツェにいて、立派に能力を発揮した。

そこで彼はピサに派遣され、そこにも何年かいて、ますますすぐれた手腕を示した。そこで彼は、1333年、シチリアのパレルモへ、責任者として(per capo)派遣された(略)。彼はシチリアのパレルモで、故郷に一度も戻ることなく九年間滞在し、会社のため大いに利益をあげて貢献した。しかしそこで味わったすばらしい快樂(per lo gran diletto)や、そこで得た身分のために大いに墮落してしまった。だから1342年十月、父の死後、アテネ公の治世下に帰国した後は、衣裳、乗馬、召使、浪費など、とても言葉では表わせないほどの贅沢さであった。それは独裁者の治下にあった国情にも、破産してしまった彼の傭主(ペルッツィ家)の境遇にも、また彼の財政状態にもふさわしくはなかった。何故なら、彼は囊中に25フィオリニしか貯えておらず、会社から受け取る予定のお金も少なく、実際彼は一文も受け取らなかったからである。そこで私は、彼に我慢させなければならなかったが、万事にわたってそうすることもできなかった。そんなさ中に、彼はマシーノ・(略)・ジョーゴリの娘マルゲリータを妻に娶った。彼は彼女によって二人の息子を得たが、彼らは間もなく死んだ。その後彼の出費が(固定)収入や所得を上まわり、しかも私の家族もふえた点を考慮して、全部が破産してしまわないため、私は分家しようと提案し、かくして我々は各々別家となった。分家した後、彼の浪費癖はおさまって、大変吝嗇になった。しかし付き合いや娯楽は彼を離しておかず、おまけに大食漢で大酒飲みだったために、彼は大損失を蒙った。彼はバルディ家傘下の会社に身を寄せた。(略)彼は死ぬまで彼らと共に働き、彼らからとても愛された。何故なら、彼は頭が良くて、大変な努力家で、非常に物慣れた商人であり、帖簿をつけるのがとても上手だったからである。」(p.141~143)

彼は1348年のペストで、会社のために大変な苦勞をし、その挙句同年七月床につき、八日間高熱を患って死んだ。死の前日、まるで病気が治ったように、近くのサント・スピリト教会に参るエピソードなどは興味深いが、一族の中で孤立したまま死んでいったらしく、「遺言をしたためた際、分家が原因で我々が不和になってから二年は経っていたのに、オルト・サン・ミケーレ教団を相続人に指定した」(p.144)と記されている。享年42才であったという。

次兄ピッチオは、「中背で、毛髪も肌色も茶色がかっており、非常に立派な四肢の持主だったが、あまり有能ではなかった。礼儀正しく、かなりの期間アルテ・デッラ・ラーナに加わっていたが、あまり成功しなかった。我々の母の死後(略)、彼は一人でフィレンツェにいたため、良からぬ仲間と付き合いを始め、度々家計に穴をあけた。特にランベルトやフィリッポの意向や命令に反して、ヴェッルット(殺された親戚)のヴェンデッタをするためにそうなった。そこで父ランベルトは、テュニスから戻って妻を娶った時、フィリッポがシチリアにいたので、彼をフィリッポの許へ行かせた。フィリッポは、彼をペルッツィ会社の持船の書記にした。やがて彼は、給料や商売によっていくらかの金をためると、ナポリにいるジョヴァンニ・(略)・ロッシと組んで会社を作った。彼は自分で指揮する一隻の船を手に入れ、ナポリとシチリアの間で商売をして大いにもうけた。しかし結局の所、もうけはほとんど残らなかった。1340年五月に我々の父が死ぬと、私が一人残り、フィリッポはまだ帰国できなかったもので、同年十一月に彼が帰国した。その

帰国後、彼には結婚の意志がなかったので、私が結婚した。私が彼を造幣アルテの書記に何度か就任させてやった時を除くと、彼は何もしなかった。彼はその役目を、立派にしかも公正に、非の打ち所のない仕方でもめ上げた。その後フィリッポが帰国すると、我々は分家し、彼は国外へ商売をしに行こうという気持が生じた。ところが彼にはその資金がなく、私がいくらか金をためていたので、私にその資金を要求し、私はそれを用立ててやった。すると彼は、彼の分として割り当てられていた家屋敷についての若干の権利を、担保として私に差し出した。私はその後にかかることが心配で、彼の出発にはある程度不満であったが、彼が同棲している女のことで、彼や他の人間に危険や不名誉が生じることを恐れて、彼にそのことについての同意を与えた。そこで1346年、およそ400フィオリニの資金を持ってフィレンツェを出発し、ヴィニョーネ（アヴィニヨン）へ行き、布地を買って商売を始めた。（布地をロードス島に送って金を得たこと、略）その金で、彼はマシーノ・ソルビと組んだ。マシーノはマルシリア（マルセユ）にいて、商人用の旅館を営んでいたが、彼をその旅館経営の仲間に加えた。彼らは共同の船を手に入れ、船の方はピッチオが監督、指揮し、旅館の方はマシーノが担当した。彼はマルシリアからピサその他各地へとますます旅をして、非常に立派にやっていたが、1348年のペストにかかった。ピッチオがピサへ来た時、船上でひどく悪い、ポルト・ウリーノに近いある場所で下ろされた。そこに一晩いて、それから死んだ。1348年…月のことで、その後遺体は土地の教会に運ばれ、そこで埋葬された。後にフィレンツェで葬式を行い、私はその土地とマルシリアとにミニアート・ディ・ラーポを派遣し、ヴィニョーネに手紙を書いた。相棒のマシーノも死んでしまったので、その妻が全ての物を取ってしまい、彼のお金も荷物も、何一つ取り戻すことはできなかった。彼は正式の妻子は全くなかったが、シチリアのトラパーニに私生児が一人いた。彼女はアーニョラといい、後に記す。」(p.144～147) ピッチオの享年は39才、作者はその私生児アーニョラを引き取って育てるが、彼女については後にふれる。

作者の兄弟の中で、作者自身と並ぶ社会的名誉を得たのは、弟のフラ・ロッティエリであった。彼は「13乃至14才のころ、修道院（アウグスティヌス派のサント・スピリト教団）に入った。（略、修道院入りは）そのころピッチオだけがフィレンツェにいたのだから、1329年か1330年ごろ（それだと15～16才ということになるが、はっきりしない）だと思う。ランベルトの帰国後、誓願式を行った。（ラテン語）文法を知らないので、フィレンツェの内外で文法を学び、同じく論理学と哲学とを学んだ。ピサとナポリに留学。彼は新米の司祭となってミサをとなえ、そこへ私が判事となるために、父の存命中にフィレンツェに戻って来たために、大いに面目を施した。父が死ぬとフィリッポとピッチオがフィレンツェに帰国し、我々は分家した。その分家に当って、フラ・ロッティエリがパリに留学するための費用100フィオリニを私が引き受け、また彼の生活費として毎年10フィオリニを、フィリッポが彼に与えることが決められた。それは遺言によって（nel suo testamento）、父ランベルトが、フラ・ロッティエリのために、それらのお金を遺しておいたためである。その内の100フィオリニを、彼は私から全額得た。その後1348年

のペストの後で彼がパリから帰国した時、私はフィリッポの農園を、(長兄が死ぬ時遺贈した)オルト・サン・ミケーレ教団から買い戻していたので、問題の10フィオーリーニを、毎年私から彼に払うことを約束した。彼はそのお金を、存命中完全に入手した。パリから帰国した後、彼は生涯の大部分をフィレンツェで滞在し、何度もプリオーレ(修道院長)やプロヴィンチャーレ(管区長)をつとめ、修道院内では大いに愛されて、尊敬された。私も他の人も、彼から非常な慰めを受けた。何故なら、彼は思いやりがあり、親しみやすく、純真で何の悪意も持たなかったからである。身体は大きくて、我々の内の誰よりも大柄で、とても立派な四肢の持主で、肉付きも良かったが、ひどい病気持ちで、そのため何度も回復しないで死んでしまうのではないかと心配させた。大食漢で、大酒家で、健啖家で、疝痛と痛風の気味があった。ついに神は、突然彼を御許にお招きになった。それは1367年3月27日で……(略、彼はただ一人中庭で松の実を取っていた時に倒れ、一度意識を回復したが死んだ。卒中だとされる)。それは私にとって大損害であり、大変な不幸だったが、修道院にとってもそうだった。」(p.151~153)

なお人々は彼を司教にしようと考えており、同ページの注によると1351年に市から推薦を受けた人々の一人だという。しかし53才の若さで没したためにそれは実現しなかった。しかし高位聖職者だったことは確実である。

以上五人の兄弟中、成人した者四人、正式の結婚をした者二人、正式の相続人を残したのは、実は作者一人であった。

その財産の分配を見ると、先ず修道院入りした弟の場合、一時金100フィオーリーニと年金10フィオーリーニ、ただし文面によると年金はパリから帰国した後に支払われている模様で、1343年の分家以降、67年の死まで、最大限に見積っても延べ25年分プラス100フィオーリーニで計350フィオーリーニ、実際には300フィオーリーニ足らずしか与えられていない。次兄ピッチオの場合、資本金と引きかえに家屋等の権利を放棄しているが、その際得たのは、彼が持っていた400フィオーリーニ全額ではなくて、300フィオーリーニであったと別の箇所では記しており(p.190)、その程度で財産権を放棄したものと思われる。長兄のフィリッポは、分家の際に腹を立てて、遺産をオルト・サン・ミケーレ教団へ遺贈するという思い切った手段を取るが、作者はその後その農園を簡単に買い戻している。要するに、父ランベルトが残した遺産の基本的な部分は、最も有能な息子である作者の手中にほとんど集まっているのである。

iii 妻 子

先のような結果が生じた経緯を再検討してみると、第一に気付くことは、財産の分配の仕方そのものに問題があるということで、たとえばピッチオの場合、家屋の一部分の権利を分配されているが、このような分配の仕方では、たとえゴールズウエイトのいうように「等分に(equally)」⁽²⁾分配されていたとしても、各個人が完全にその恩恵に浴することはできないのである。事実ピッチオは、商売を営む資金の一部300フィオーリーニと引きかえに、自分の相続権を放棄している。

その金額が、フラ・ロッチェーリの全生涯に援助として払われた総額とほぼ等しいことも注目され、また1335年、ピッチォが独立するより約10年前に父ランベルトが後妻を娶った時、彼女が持って来た持参金の額とも等しいのである。偶然この家族には嫡出の女子がいないので、持参金を払ったことはないのだが、義母の持参金は一応の目安を与えてくれるのではあるまいか。だとすると、男子の独立資金も、女子の持参金も、ほぼ300フィオリニ程度であったと推測しうるのではないだろうか。ということは、均等配分という原則はあっても、それが杓子定規に適用されたわけではなくて、一応名目的な権利はあっても、実際の適用には状況に応じた便宜的な処置が取られることになっていたと考えるのではあるまいか。しかもその場合、一族の基本的財産を有する側が圧倒的に有利な結果を生じたのではないかと考えられる。

そこで問題は、家屋や店舗などといった基本的財産を誰が継ぐかということだが、作者の四兄弟の場合、300フィオリニを次兄に支払ったのが作者である以上、当然作者がそれを受け継いだと考える。しかしその決定がスムーズにいかなかったことは、作者自身が記している通りである。こうした兄弟間の競争において、最終的に物を言ったのは、やはり本人の実力だったと思われる。そして、その実力の判定が最もはっきりと現われるのは、いかなる相手と結婚しているかということではなかっただろうか。フラ・ロッチェーリには勿論その資格はないが、兄のピッチォも生計が不安定だったために、結婚を断念している。長兄フィリップは一応結婚しているが、その実家はジョーゴリ家といい、前述のメカッティの資料^[3]にも、ダーヴィトゾーンの索引^[4]にも一度も登場していない点から見て、取るにたらぬ一族であったようだ。それに対して、作者の妻の実家コヴォーニ家は、その実父がG. G.であったことから明らかな通り、ほぼヴェッルーティと同格の家柄であった^[5]。こうした場合、実力の差が、結婚相手の実家の格差となって現われていると見ても良さそうである。そうした事情をより端的に示すのは、父ランベルトの三人の兄弟で、彼には母を同じくする第一人と、異母弟が二人いたが、異母弟の一人は幼時に、他の一人は青年時代に死に、同腹の弟ゲラルドのみが正式の結婚をして嫡子を持った。「彼は靴屋のルスティコという男の娘と結婚した。しかし父がフランスにいたため父にも知らせず、また親戚の誰にも知らせずに行われた。そのことについて、父や親戚は、身分違いの縁組(vile parentado)なので不満だった。」(p.107) 他方作者の父自身はフェッルッチ家の娘と結婚したが、このフェッルッチ家は、ヴェッルーティ家とほぼ同格の家格であった^[6]。こうした点を考慮すると、こうしたふさわしい相手との結婚こそ、当時の支配階級の家において期待されていた結婚であり、その期待に沿えない場合、たとえ結婚しても社会の指弾を受けて、十分な社会的活動を行い得なかったといえるのではあるまいか。だからすでに時代遅れの感もあった親戚のヴェンデッタを企てたこともあり、古い一族意識を濃厚に保持していた次兄ピッチォは生涯結婚しなかったし、逆に修道院を脱走した叔父ゲラルドや、シチリアで身分不相応の贅沢とを身につけた長兄フィリップは、強引に結婚したが、その晩年には一族の中で孤立した。勿論一族の記述の中には例外もあり、それは作者が可愛がって援助していたベルナルド(前章参照)の場合である。「それから彼は、ビン

ド・フォルキの娘モンナ・リーザを妻に娶った。彼らは我々および特に彼(ベルナルド)らの大の友人であったが、その縁組は私の気に入らなかった。何故なら、身分も違えば毛色(生活状態)も違っていたからだ。しかし彼には気に入る、しかも彼が山(修道院)に戻ってしまうことをおそれて、私は彼に同意した。」(p.42~43) フォルキ家は、系統はともかく、十五世紀末に二度ほどプリオーリに就任する一族⁽⁷⁾で、やはりヴェッルーティ家とは比較にならない、小さな家であったらしいが、作者は一度突然修道院入りを志願して一族を驚かせたことのあるベルナルドに遠慮して結婚を認めたということである。しかしこの記述自体が、前述の上層市民階層の結婚観を明瞭に裏付けている。またベルナルドの系統からは、彼自身を除くとその後G.G.やプリオーリを一人も出さなかったようである。⁽⁸⁾

さらに注目すべき点は、たとえ財産が分配されても、その財産(または持参金)には、一族の共有財産という性格が潜在的に備っているという事実、またその財産に一族の監視の目が光っているという事実で、叔父のゲラルドが遺産を勝手に処分したことを、兄や甥(作者)は憤慨している(p.107)。こうした社会通念に忠実であるかぎり、遺産は大事に保全され、持主が継嗣なしに死ぬと、その財産の再び一族全体の財産という性格を明瞭にして、一族の所有に舞い戻る。

上述のごとき諸条件、つまり遺産は實際上利用が困難なこと、結婚や独立が困難でありしばしば格差や不利益をもたらすことなどの事情に、当時の死亡率の高さを加味すると、一応公平に分配された筈の遺産が、意外にまとまった形で次代に伝えられていく事情が理解しうる。

ところで作者は、生涯に二度結婚し、最初の妻からは七男二女、二度目の妻からは少くとも男子一人以上を得た。最初の妻との結婚を彼はこう記す。「友人や親戚からすすめられて(stimolato)、私は妻を娶る気になった。翌一月に、メッセル・コヴォーネ・ディ・コヴォーネの娘と結婚し、妻を迎えた。彼女は美人ではなかったが、やさしくて賢く、とても善良な女であった。私は彼女に至極満足した。親戚といい、彼女の存命中私が世間で大いに幸運に恵まれたことといい、おかげで何もかもうまくいった。」(p.160) ここで彼は特に記してはいないが、メッセル・コヴォーネが、G.G.をつとめた程の大物法律家であったということは、彼の公的活動にとって、当然大いに有利に作用した筈である(ただし結婚はその死の翌年であった)。作者は何度もくどくこのモンナ・ピーチェを賞め讃えて感謝しているが、「美人ではなかった」と二度も(p.160とp.290)断っている点はフィレンツェ人らしい。「彼女は1348年のペストでひどく患ったが、百に一つも生き延びた例がないのにうまく生き延びた。」(p.290) 彼女は信心家だったらしく、1350年の大赦祭にはローマへ赴き(p.193)、また死ぬ前にも十分な準備をして(p.290)死んで行った。五男二女を生み、夫とは約17年一しょにくらしている。

1357年七月に最初の妻を失った彼は、翌一月に再婚するが、二度目の妻とその一族については、羊皮紙の欠落があるため相当あいまいで、性格描写すら残っていない。ただ妻の実家のすすめで再婚したと記している所が興味深い。「妻、すなわち私の家族の管理をしてくれる婦人がいないために、親族や友人、特にコヴォーニ家のベルナルドやベッティーノ(義理の兄弟たち)からす

すめをうけたため、私は彼らに同意せねばならなかった。」(p. 223) 結構候補者は多かったようだが、コヴォーニ家の人々は作者が娘と結婚することを好まず、他方亡妻はそういう事態には未亡人と結婚してはならないと何度も言っていたので、結局同じ年の五月に結婚して十月に夫を失った善良な美人と結婚して、両方の要望の折衷を試みている。(p. 223～224) その他くわしいことは分らない。

子供たちについての記述は、最後の部分が欠落しているため、長男ランベルト、次男ニッコローの記録しか残っていない。

「ランベルトは、1341年三月十八日に生まれた。彼はとても美しい子で、色が白くて、血色が良く、ばら色をしており、顔立ちが良くて……」(p. 310) と嬰兒のころの美しさが強調されているが、当時の風習に従って、生れた直後の復活祭に教会へ参ったあと、背中に皮膚病が生じ、いくら温泉で湯治しても効果がなく、宿痾となった。しかし、それにもかかわらず、商人としての素養を身につけて成長する。当時の商人の教育を知るための資料の一つである。成長したので学校へ行かせると、読み方を学んだが、記憶力も知力も非常にすぐれていた上に、上手にしっかりと喋って皆を驚かせた。彼は勉強してよく学んだ。だからわずかの間に、立派な(ラテン語の)文法家となった。私が彼に算盤を習わせると、短期間の内に、立派な算盤の使い手となった。そこで学校をやめさせて、アルテ・デッラ・ラーナで店をやらせたが、先ずチオーレ・ピッティと組んで、次にマネンテ・アミデイと組んでやらせ、私は彼に経理をやらせた。何年かの間、その方面は好きになれなかったようだが、やがて熱意を示し始め、非常に注意を払って熟達したために、この土地の誰にも負けないようになった。彼に収支の帖簿をまかせると、まるで四十年來その仕事についているかのように見事に取りしきった。もし彼が生きていたら、その知力やすばらしい記憶力のために、わが国でも有数の経理通、商人となっていただろう。」(p. 311～312) その反面享楽家でもあり、「彼は大食漢で大酒家であり、好んで青年たちと付き合い、余りにも気前よく食べ、浪費した。」(p. 312) しかし1363年七月、皮膚病は急に悪化し、下半身の一部が腐り、大手術も効果なく22才の若さで死んだ。作者はその病気の模様をかなりくわしく書き残しているが、余程残念だったに違いない。他方次男は、4才の時ペストに死んだため、わずか四行しか記されていない。以上が我々に残された具体的な家族像の要約である。

第四章 自 伝

Ⅰ 法律家の誕生——家業の概念

第一章で見た通り、本書には約140ページにおよぶ自伝的叙述を含んでいる。その中には自慢話めいた箇所もなくはないが、やはり一族の中で、作者自身が祖父フィリッポと共に、市政の面で最も重要な役割を果たした人物である以上、避けるわけにはいかなかったことも事実である。一族の記録と自伝とが大きく重なり合うということは、一見幸福なことのようだが、この作者の場

合、優秀な長男を失い、子供たちはまだ幼くて先の見通しも立たず、大げさに言えばお先真暗な状態だったのだから、自分の輝かしい経歴を子孫に伝えたいという気持も切実だったに違いなく、こうした事情こそ本書執筆の直接の動機だったと見ても見当はずれではないだろう。

「私の見出したところによると、私は1313年七月六日に生れ、他の誰よりも、母と兄のフィリッポの訓育を受けて育った。中背で、肌はバラ色で血色が良く、色白で四肢が小さく、若いころ、まだ妻を娶る前には、とても健康で、熱病をはじめ、他の病気の気もなかった。とても身軽で身体は引き締っていた。ところが妻を娶った後には、私は7～8年乃至はそれ以上胃痛や疝痛を患い、その後体質が変わって痛風にかかった。それは私をひどく苦しめたが、私の発病は1347年で34～35才のころだった。そのため時々熱が出たがそれはわずかだった。」(p. 154)

こうした簡単な自己紹介の後に、彼の回想は、幼時の「生涯で最も危険な冒険⁽¹⁾」にさかのぼる。「私が10才かそれ位だったころ、ある市民にそそのかされ、案内されて、ある夜おそく、お金を持ち、武器を取るために(略)城外へ出た。(略)私は愚かで、奉仕したい一心だったので、わなにかかってしまったのだ。ムニョーネからファエンツァへの道中を進んでいくと、突然野原から三人の男が現われた。彼らは例の男(案内者か)と共にナイフを抜きはなち、私を捕えて猿ぐつわを噛ませ、ひそかに私をムニョーネに連れて行った。」(p. 155) その後賊たちは彼を各地に連れ歩くが、ボルゴ・ディ・ブッジャーノという所で、宿の主人が彼らの様子を怪しみ、ポデスタに訴えたため、賊たちは捕えられ、一方作者はそのあたりの領主カストルッチオ・カストラカーニに保護され、当時フィレンツェと敵対していたにも拘わらず、カストルッチオは作者を丁重に送り返し、使いの兵は謝礼の金や着物すら受取らずに引き返した。デル・ルンゴらの注に「作者はこのことについて細々と語りたがらぬ」(p. 156)とあるように、事情のはっきりしない事件だが、いずれにせよ無事に戻れたのは幸運であった。

作者の法律家としての生涯は、その帰国後から始まる。「帰国後、私は文法と論理学を学んだ。そして1329年にボローニャに留学し、そこで大変な不便を忍びながら、八年乃至九年間勉学を続けた。」(p. 157)ところが当時ボローニャの政治が極めて混乱した時代で、1334年教皇使節ベルトランド・デル・ポッジェット枢機卿が追放されたのに対して、時の教皇ベネデット十二世は、1338年三月に聖務停止令を宣告する。そこで興味深いことに、聖務停止令は学問研究や教育に対する禁令でもあったらしく、ボローニャ大学は閉校となり、作者は友人と共に帰国し、フィレンツェ郊外で勉学を続けた。これは作者にとって予想外の事件であった。「もしその停止令がなかったら、それは私の学業の最終学年に当たっていたので、どれ程お金がかかっても、私は学位を得ていたであろう。また個人試験用の40フィオリニを、父は私に送ってくれた。しかし大部分の学者が出発してしまっていたし、これは名誉のために行われるものなので(questo si fa per onore)、結局私は試験を受けなかった。」(p. 157～158)その後彼は友人と別れて市内に戻り、独学で学問の仕上げに励む。「私はこっそりフィレンツェに向った。冬の間に勉強しておいて、夏に姿を現わそうと、他人に知られずに家に籠っていた。」(p. 158)

そのチャンスはすぐに訪れた。それは、前章で記したピエーロ・ヴェッルーティのコッレ行きである。1338年十一月から翌年四月末日まで、作者は最初の公務を立派に勤め上げて、五月一日に帰国した。

問題は次の段階である。すでに見た通り、作者はボローニャから学位を取らずに帰国しており、縁故で仕事についたものの、その資格がどこまで通用するか疑わしい。ところがはなはだ呆気なく法律家として受け入れられているのだ。「その後私は、同じ1339年五月の被昇天の日まで、家から一歩も外に出ずに、鳴りをひそめていたが、その日の翌日、私が市庁舎に赴くと、判事や公証人に迎えられて敬意を表された (*fui veduto e onorato*)。こうして私は官庁（注ではポデスタ職やカピターノ職）や市政府（シニョーリその他の行政府）で実務を担当している内に、大いに注文を受けた (*era assai richiesto*).」 (P.159) このあたりは甚だ簡単であるが、彼が有力な家柄であることや、何よりも彼が優秀で法律実務に明るかったこと、そして彼のような専門家が求められていた（後の彼の活躍ぶりや、多くの任務を辞退していることから推測する）ことなどが、正式の学位を取っていないというハンディを補って余りあったのではあるまいか。さらにその二年後、すでに物故してはいたが大物だった法律家の娘を娶ったことは、彼のこの方面での地歩を固めた筈である。

父ランベルトは息子の活躍を見て喜び、嫁を取るようすすめている (p.117他) が、彼は兄たちが独身なので断わる。未婚の兄二人よりも先に、彼に結婚をすすめているという事実は、父が彼を家の後継者として認めたとはいえないだろうか。勿論余り断定することはできないが、実際の経過を見ると、彼は兄二人より先に結婚し、またその後も一族の中心になっているのだ。

ここで注目すべきは、法律家という彼の職業が、一族で最初のものであり、彼以後で分っているのは十六世紀のメッセル・ルイージだけだという事実である。⁽²⁾ またアルテとの関係では、法律家の場合、「判事および公証人組合 (*Arte dei Giudici e Notai*)」に加入するのが自然な筈だが、彼は少なくとも私の見たかぎりでは、自伝中（かつまた作品全体を通じて）一度もこのアルテに言及していない。それに対して、自分が加入したとは記していないが、次兄ピッチオ、長男ランベルトが加わっている点から考えて、「羊毛組合 (*Arte della Lana*)」とこの一族との関係は極めて深い。また長男に商売をさせる時、彼自身も資金主として半ばその事業に参加しているといっても良い。当時のアルテは、その事業を行っていないくても、参政権を得るために「休業者 (*scio-perato*)」⁽³⁾ という資格で加入することが可能であり、全く自分と関係のない業種のアルテに加入した例は数多い。したがって、彼が一度も言及していない「判事および公証人組合」ではなくて、「羊毛組合」の一員だったという可能性は極めて大きいように思われる。勿論いわゆる大アルテと、それに圧迫されて対抗している小アルテとは相当事情が違う筈だが、アルテに基づく階級的連帯意識などといったものも、後世の歴史観が仮託した幻想に過ぎない場合が少なくはなさそうに思われる。少なくともフィレンツェの大アルテの場合、むしろ支配階層が権力や役職をプールしてたらい回しするための機構の一つと見てよさそうである。だからアルテは個人の職業よりも、

家業と密接に結びついており、時たま無関係の職業についた場合でも、アルテとの関係は切れずに続き、次の代にはまたつながるようになっていたのではないだろうか。だから作者は、法律家であると同時に、羊毛商人の一族の家長であり、政治家としては、むしろ後者の役割を果していたといえるだろう。

ii 公職の概要

法律家として出発した作者は、やがて法律実務家から政治家へと転身していく。そこで先ず注目すべきことは、作者が自伝の大部分を公職について記すだけで、自らの私的経済活動については殆んど触れていないという事実である。フレスコバルディ家等の遺産問題についての記述とか、ベストについて「私はそのおかげで、その年ゆうに1000フィオーリーニ、その後二年間でやはり1000フィオーリーニ稼いだが…」(p. 191) などといった文章に時たまその痕跡が現われるのを除くと、まとまって記しているのは次の一文に尽きるといっても過言ではない。「たしかに一面では、市政府の名誉(職)が、私にとって極めて有利であったことは真実である。というのは、そのおかげで、また私の才覚とによって、私はほとんど常に、バルディ、ベルツィ、アッチァイオーリ、ボナッコルシその他多くの会社の監査役の顧問をつとめ、沢山の給料や手当を得たからである。また有給の顧問を設けた市政府の多くの役所でも同様だった。」(p. 189~190) その後、制度が変わって市政府の顧問が無給制になったとしているが、こうした記述は、通常無給で行われたと思われる名誉職についての記述に比較するとはるかに乏しい。

さてその役職に関しての叙述に移るが、実は余りにも長すぎるので、簡単にまとめて触れる他ない。彼の公的活動は、その性格上三つの時期に分けることができよう。第一期は1343年七月、アテネ公の独裁政権崩壊の時まで、第二期は1356年十月二度目のプリオーレ職を終るまで(あるいはその翌年の妻の死まで)の時期、第三期は、それ以後死ぬまでの期間である。

すでに見た通り市政府等に出入りしはじめた彼は、1341年十一月、40人委員会のメンバーとなり、さらにプラートへの使節を勤めたりピストイア問題の12人委員会に選ばれたりしており、1342年九月にアテネ公の独裁が始まると、独裁制下最初のプリオーリ六人の一人に選ばれた。「私はとてもそのことで困惑したが」(p. 161) と記しているが、29才という若さを考えると、ジョヴァンニ・ヴィッラーニが非難している程ではなくとも、⁽⁴⁾やはり異常な人事であった。作者はこの悪名高い独裁者に可愛がられた。「私は大いに彼の愛顧を蒙った。それは彼が私を純真で公正だと見たためで…」(p. 162) と記す。作者の方でも早々と400フィオーリーニもの金を献金したが、アテネ公はそれを返した上で彼を「貧民の弁護士(Avvocato de' poveri)」(p. 162) という独特の地位を与える。しかしアテネ公の助言者が他の人々の干渉を好まず、しかも公が悪政で評判を下げるのを見て、彼は巧みにこの独裁者から遠ざかった。「私はそうしたことを見、彼が市民の間で不人気になるのを見て、穏便に(dolcemente) 彼からはなれ始めた。ただし全面的にではなく部分的に、何も求めず、祝日のミサを聞きに行く時以外には彼の前に出て行かず、それもたまに

しか行かなくなり、敬意を表しつつ離れていった。」(p. 163) そして1343年七月、市民の蜂起でアテネ公が追放されてしまうと、彼は市の大権をにぎる14人委員会の一員に選ばれてしまう。このあたりの見通しの良さと行動力こそ、その後十数年間市政の主要メンバーたりえた能力を示している。14人委員会はそれまで六つに分れていた区画を、四つに変更するが、その時の五人の実行委員の一人となる。またストロツィ家等豪族や暴民の蜂起に対して説得鎮撫する役を受け、さらにシエナ、アレツォ等との交渉、ペルージャや、ロマーニャ地方の領主達との交渉にも加わり、各地に派遣されて不自由な旅を体験した。また1345年にはピサとの交渉で、サン・ミニャートに45日間も滞在して粘り強く交渉し、その旅の途中では、フィレンツェ領内の水争いに巻きこまれ、大変な生命の危険を感じたこともあった。さらに1350年、妻が大赦祭で留守だというのに、ボローニャ等への使節を命じられた。このころから、痛風が激化したせいか、使節をひどくつらがるようになり、しばしば固辞するが、仲々うまく避けることができないようだ。

1351年三月、彼は市の最高の官職といわれるG. G.に選出されたが、それはピストイアをめぐる、ミラノ大司教ジョヴァンニ・ヴィスコンティとの関係が最も緊迫した時期であった。フィレンツェ市はすぐ隣のピストイアがミラノの手中に落ちることを恐れて、当時同市から追放されていたカンチェッリエーリ家と共謀し、秘密裡に兵を送って占領し、その後議会を召集して了解を求めた。作者はその座長(proposto)として、全てを指導したが、派兵の結果ピストイアに政変が起こり、フィレンツェ市の勢力下に入った。この時ピストイアでは混乱のために市民が多くの被害を受け、教会はその強引な処置を怒って、最高責任者である作者に三年間の聖務停止の処分を課した。市民たちの間もその強引なやり方に対する批判の声は高かった。しかしこの処置のおかげで、その後攻めて来たヴィスコンティの軍隊は、ほとんど得る所もなく引き揚げたのだと作者は信じていた。兎に角この際には、彼はフィレンツェ外交の完全な最高責任者として行動しており、それだけに苦労も大きく、そのあたりの描写は第二章のプロナッコルソの略伝と並ぶ、この作品中の白眉と見なしうるのではあるまいか。「そうした事件の間に、私は心配や思案で、かっていかなる場合にも体験したことがない程のこの上ない苦労に耐え、夕方まで食事が取れたためしはなかった。またニコロー(同僚のプリオーレ)と私とは、いつも真夜中の鐘まで起きていて、夜明けの鐘で目を覚ました。(略)我々は人々の間で、汚名や非難を浴せられた。彼らは秘密を知らないで、ピストイア問題は我々のせいだと考えていた。そうした中傷は、他の誰にもまして、私に向けられた。」(p. 206~207) しかしそのすぐ後に「私は肉体的にも精神的にも大変な幸いを得た。(略)その期間中に、かってなく私はヤツメウナギや魚を食べたため、疝痛も胃痛も痛風も全然感じなかったからである。」(p. 207)ということばが現われる。またこうも書く。

「私の魂がもっと罰を受けるのではないかと心配したのは真実である。というのはあの時、殺人、放火、強盗その他私を苦しめた多くの罪が犯されたからだ。あれはそういうことを起こすためにはなく、将来起こるであろう多くの悪を予防するために行われたのだ。(略、フィレンツェの司教が不在のため) 私は四年間聖務を受けられず、免罪されなかった。彼が戻って来た時、私がそ

の事件について話すと、彼はこう言った〈もしあなたが手を打たなければ、この国は暴君の支配下に服し、十万の女が娼婦となって転落の道を進み、無数の男女が死に、また世界中を乞食や放浪者となってさまよっていたらう〉。こうして私は完全に免罪された。」(p.208) その後何度も教皇や皇帝相手の交渉に派遣されそうになるが、彼はうまく逃げる。しかし1356年6月には、ついに、免税権をめぐるピサとの交渉役の一人に選ばれ、ピサやシエナへ向う。長期の交渉の末、シエナとの間に交渉が成立、フィレンツェは敵対するピサの港の使用をやめて、代りにシエナ領のタラモーネを利用することになった。これは大転換であった。

その帰国後、間もなく彼はプリーオーレに選ばれる。この時は「我々にはほとんど用事がなかった。何故なら領地が平和だったからで…」という状態(p.222)であったが、それでも「実は肉屋たちが取った邪悪な手段を考慮し(略)、肉屋から総代役を取り上げて、他の人々に代えた。そのため彼らは私に対して大いに敵意を抱いた」(p.222)とも記す。ここで第二期は終る。

それ以後も、賞典局委員、税務委員、地区の旗手、ビッビエーナ問題委員等、結構役職についてはいるが、もはやその活動はかつてのように華やかではない。やがてピサとの戦争が始まり、ピサの傭兵軍がフィレンツェ市内を荒らしまわり、ヴェッルーティ家の農園も被害を受ける。(p.237) フィレンツェは、財力で相手の傭兵軍を切り崩し、何とか和平に持ちこむが、作者はその折の八人の批准委員の一人でもあった。

ところで第三期に作者の活躍がかったの華やかさを失ったのは、1351年に受けた非難や痛風等にもよるが、市内におけるアールビツィ家対リッチ家の抗争が激化したことが直接の原因であった。その抗争は、作者がG. G.を勤めた50年代の初期から公然化しており、作者は「求められてもどちらにも近づきたくはなかった」(p.241)と述べているように、中立を保っているつもりだったようだが、しかし50年代のボルサ(名札入れ)から一族がほぼ除外された(p.243)点から考えると、当時主導権を握ったアールビツィ派からは、反対派と見なされていた可能性がある。リッチ派は、アールビツィ家がアレツォ出身であることを利用し、ゲルフィ党の資格審査をきびしくして、彼らをギベッリーニ派という名目で締め出そうとする「改革(riformagione)」を提案する。作者は「皆がゲルフィ党員を役職から締め出して、ギベッリーニ党員もしくは真の党員以外の者がふえていくのを見たため」(p.243)この提案に賛成する。ところが市の実権を握ったアールビツィ派は、予想に反してこの案に賛成、むしろこれを反対派の弾圧のために利用、一説によるとこの法規を適用しはじめた1357年から1366年までの間に、200人もの市民が被戒告者(アンモニーティ、公職から追放される)の仲間に入るとい⁵⁾状態が現われ、今度はリッチ派がこの緩和を求め、作者も自分はリッチ派だとは認めないが、同じ要求を執拗に提案した。もっともその立場がたまたま一致しただけで、彼もリッチ派だと見なすわけにはいかないようである。アールビツィ家の人々とも交渉があり、またかなり彼自身の考えを主張して両派の仲介役をつとめているからである。やがて1366年九月には、12人委員会に加わり、「改革」の骨抜きのために活躍、その翌年には、「改革」に歯止めが加えられた。

1368年、ドイツ皇帝カール四世がイタリアに来て、各地で混乱を惹起した。このころ同族のベルナルドがプリオーレとなって外交交渉に貢献した。一方作者も、1369年ゲルフィ党のカピターノという、重要な監視役に就任し、その時点でこの記録は終わっている。

ところで彼自身のその後の寿命は短かく、翌70年七月にG. G.に選ばれるが、その就任第一日目の七月一日に、市庁舎で急死した。当然公務中の死だった筈だ。満57才に達する直前であった⁽⁶⁾

iii 作者の特性

以上の自伝および他の記述から、作者の個性あるいは特長を推測してまとめに代えておきたい。彼は何よりもまず、有能な実務家であった。彼の交渉説得や立案の能力が当代一流のものであったことは、若い頃に矢継ぎ早に任じられた職務や使節から推測しうる。しかし、G. G.のような最高責任者になった場合、そうした有能さは、目標の過度の単純化という形で、しばしば短所に変わる。1351年のG. G.時代のピストイアに対する施策などはその端的な現われである。その施策自体の結果よりも、派生的に生じた不測の事態のために、非難を一身に浴びている。彼の政治的生涯がやや龍頭蛇尾の印象を与えるのは、根本的には彼のそういう性格に基づいているのであろう。第二にやはり特筆すべきものは、彼の冷静さではないだろうか。だからアテネ公の愛顧を受けても有頂天にならず、逆に1351年のG. G.の時に非難を受けても取り乱すことはなかった。アールピツィ派とリッチ派の抗争の中でも、不利を蒙りながらも粘り強く対応して、60年代の後半には一族の地歩を回復している。前ほど華やかではなくとも、決して失脚していない。その冷静さは、自己の行為を描く時の醒めた目に端的に現われる。G. G.時代について、珍しく自らの苦勞を述べた箇所があるが、すぐその直後に、魚類を食べたおかげで痛風がましになったという記事や、断食の効用についての意見が続き、肩すかしを食わされる。第三に、曾祖父がパテリーニ派と戦い、祖父がジアーノ・デッラ・ベッラ追放の張本人だったという、正真正銘のゲルフィ黒派の家に生れた彼は、生粋の保守派であった。彼がリッチ派に共鳴して、(保守的)「改革」に賛成したのは当然であった。二度目のプリオーレ在任中、肉屋仲間に憎まれたのも、ごく自然の成り行きであった。しかし前述のように生来冷静な彼は、保守的感性を憎悪や敵意などといったはげしい情念に転化することはなかった。喧嘩別れした形の兄に対しても、親愛の情を失っていない。第四に、彼は非常に信心深く、その信仰は単純で具体的かつ実践的である。先祖たちが行った教会参りや教会への寄進を、何の保留もなしに善行と見なしている。修道士である弟を敬い、妻にはローマの大赦祭に行かせている。その彼が聖務停止の処分を受けたのはショックだった筈だが、冷静に時期を待ち、司教自らによって免罪を受けている。形式にのっとった宗教的儀式を重んじ、宗教改革者のごとき教会への不信はないし、偽善に対する批判もない。第五に彼は、財産権の追求にはきびしかった。M・グリエルミネッティが「ドナートは、ヴェッルーティ家によって貯えられたものの、一族の様々な分枝に分割され、しかも不当に管理されたために細分されてしまった富を守るために、自ら必要な精力を注いだことを告白している。たとえば財力や精通

している法律知識などを利用して、親族の相続財産を入手することが可能な機会があれば、彼はそうすることを決してためらわなかった』⁷⁾と指摘しているが、彼の冷静さと実務能力が、特に財産の所有権に関して、このような冷酷な現われ方をしたことは否定できない。しかし最後に、上述のような冷静さやきびしさのみを強調する余り、この作品にみなぎる人間感情の豊かさを無視しては不公平となるだろう。それは家族たち、特に長男ランベルトの病氣や死の描写などに著しい。しかし前夫人についての記述にも見たように、その描写には抑制があって決して感傷に溺れてしまわない。しかも作者は自分に不都合なことでも(多少弁解めいてはいるとしても)、黙殺するような真似はしない。たとえば、シチリアから引き取った次兄の私生児アーニョラについて、「彼女が適令期に達した時、私は彼女を嫁にやろうとしたが、彼女も私も不運だった。300 フィオーリーニまで(持参金を)出すつもりだったが、それでもしかるべき相手が見つからなかった。ついにある時期がすぎ、事情が好転しないでいると、私に関して、親戚や他人の間では、彼女を家から出したがらないのは私なのだ、という噂がさやかれた」(p.148)と記し、未亡人となって彼女が戻って来た時、再婚させようとしても仲々相手が見つからないので、「私の名誉のため、また彼女を必要としていたので」、弟フラ・ロッティエーリの教団で引き取ってもらったことなど、一種の醜聞に近いことをも記録している。こういう率直さのおかげで、この作品の中には当時の市民感情が、生き生きとした形で保存されているのだろう。

なお本作品の紹介のためには、マネッリ家に対するヴェンデッタをはじめ、他にも記すべき事柄がいくつかあるが、他の機会に譲り、本論はヴェッルーティ家および作者について、大体の輪郭を伝えることにとどめたい。(完)

注

第三章

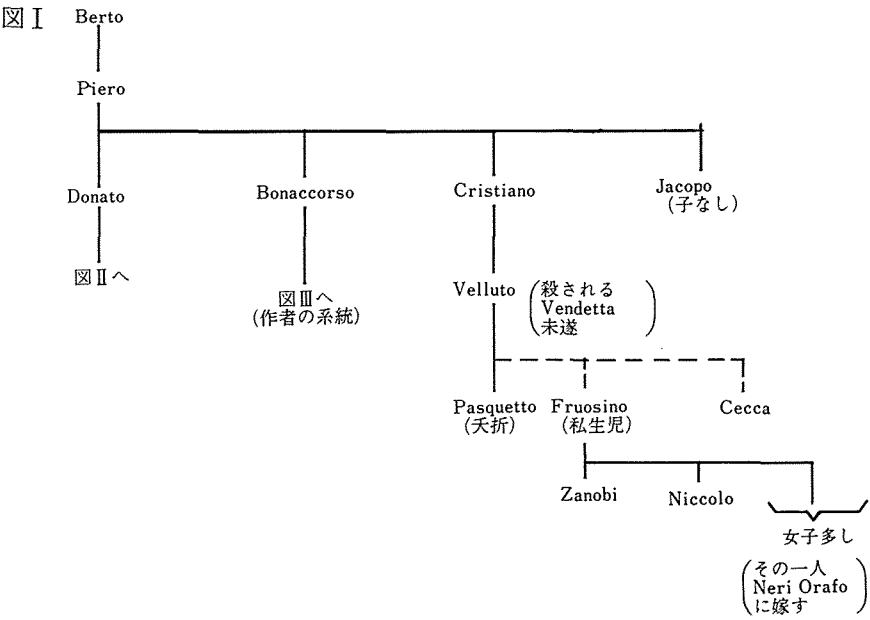
- (1) ダンテ、『神曲』、天国篇、第十五歌、118～120行。
- (2) 本論第二章の注(6)参照。
- (3) G. M. Mecatti, op. cit. 所収。
- (4) Robert Davidsohn ; Storia di Firenze, Vol. VIII, Indice, Firenze, 1973.
- (5) こうした推論の根拠は、G. M. Mecatti, op. cit. の表によると、共和制時代の Firenze で、Velluti 家が G. G. を4人とプリオーリを29人出したのに対して、Covoni 家は、G. G. を6人、プリオーリを23人、合計数33対29と規模が非常に似ているからである。(ibid., p. 463とp. 277)
- (6) Ferrucci 家は4人の G. G. と20人のプリオーリを出している。(ibid., p. 316)
- (7) ibid., p. 323.
- (8) 本書の巻末に付された、作者の六代目の子孫 Paolo di Messer Luigi Velluti が十六世紀の半ばに書いた Addizioni (追記) には、1388年以降にシニョリーア入りした通算15人の名前が記されているが、全て作者メッセル・ドナーティの子孫ばかりである。子孫の繁栄を望んだ作者の願いは達成されたと言えるだろう。しかし作者自身の時代がその最盛期の一つであったことは確実である。

第四章

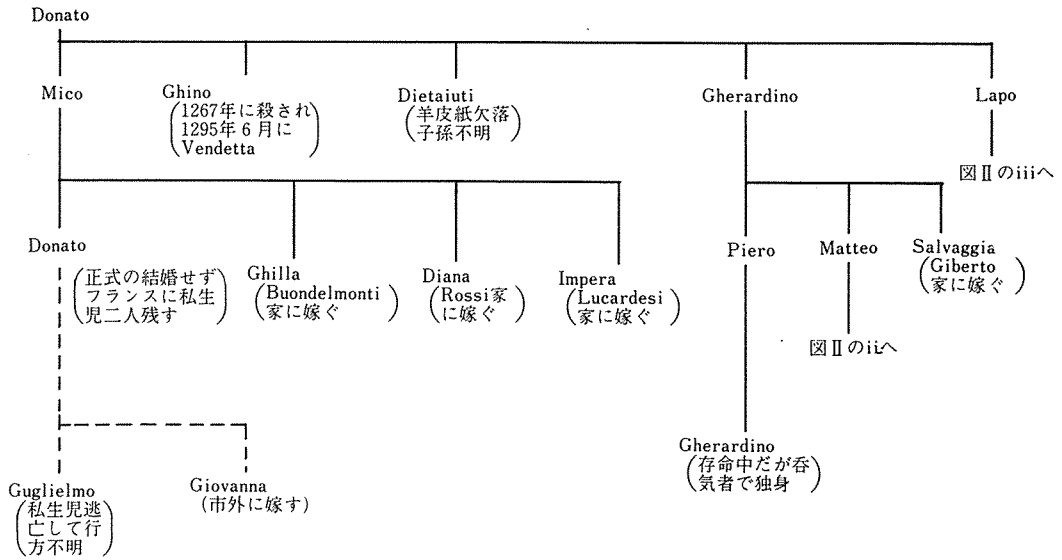
- (1) C. Guzzoni, op. cit. p. 32.

- (2) 少くとも、シニョリーア入りした人々の中で、法律家に付される *messer* という称号が付けられているのは、1519年乃至20年にプリオーレをつとめたメッセル・ルイーギー人である。
- (3) 「正義の法規」によって、アルテ加入者のみが参政権を得ると規定されていたため、貴族たちは名目だけアルテに加入して、休業中だということにした。こういう制度が認められている以上、フィレンツェ共和国の市民的性格を余り過大評価しえない。本書の192ページにも役人選出の方法が述べられ、休業者にも言及されている。
- (4) たとえば G. Villani ; *Cronica*, Torino, 1979の p.234 では、注釈者 G. Aquilecchia が、その非難がオーバーであることを示す。
- (5) N. Machiavelli ; *Istorie Fiorentine*, Libro Terzo, cap. III. 所収の記事。
- (6) C. Guzzoni, *op.cit.*, p. 50.
- (7) M. Guglielminetti, *op. cit.*, p. 242～243.

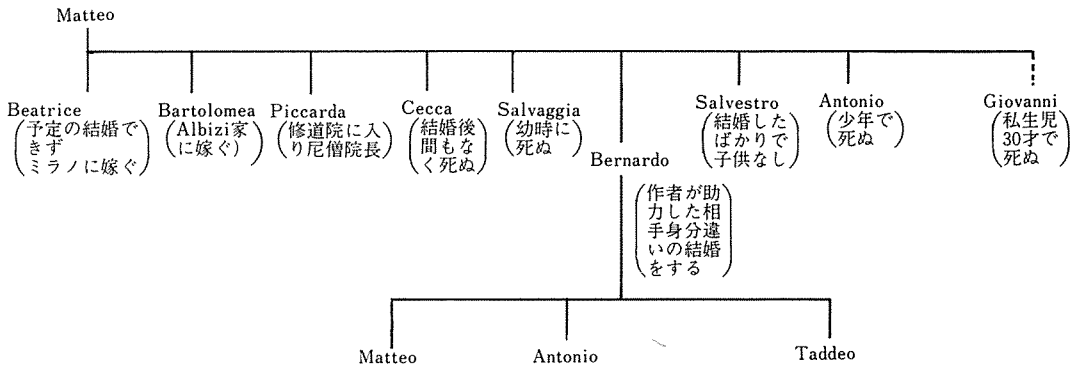
Velluti 家の系図



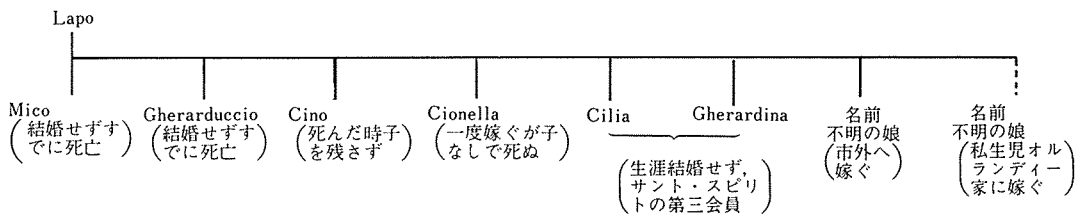
図Ⅱのi



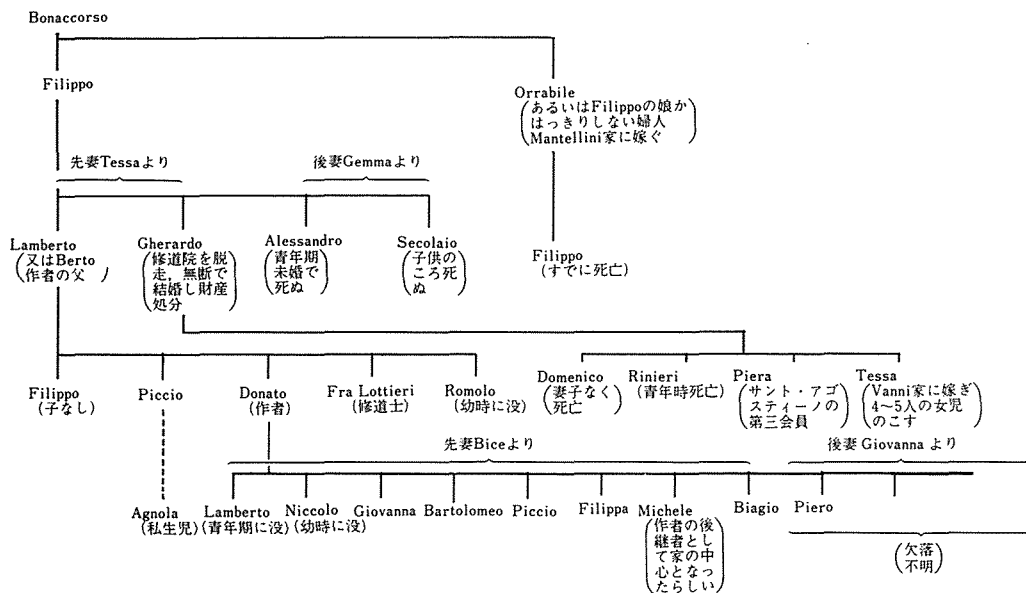
図Ⅱのii



図Ⅱのiii



図Ⅲ



図Ⅳ

その後のVelluti家の役職就任の状態
(ただし兄弟順は推定)

